

顧問先各位

戸田会計事務所  
所長 戸田裕陽

## 自社株の評価額を把握しましょう

— 事業承継は早めの対策が肝心 —

### [1] 定期的に株価を算定し把握しましょう

オーナー企業では自社の株式のほとんどを社長が所有しています。会社を長男が引継ぐことになり算定すると、自社株の評価額が驚くほど高い場合があります。「うちは赤字だから、そんな心配いらないよ。」とっていませんか？**手元にお金はほとんどない状態にもかかわらず、株価だけが高額になる**ことが考えられます。財務内容を今一度確認し、定期的に株価を算定しましょう。

### [2] 株価を押し上げる要因

歴史ある会社の場合、昭和の高度成長や平成バブルを経験し、多くの利益が蓄積されています。蓄積された**過去の多額の利益**は、株価を押し上げます。

また、会社が所有する土地は、帳簿価格ではなく現在の路線価で評価します。工場や店舗の敷地として創業まもなく購入した場合は、**土地の含み益**が株価を押し上げてしまいます。

### [3] 自社株の譲り渡し

後継者が決まっているならば、自社株の譲り渡し方を早めに検討しておきましょう。後継者は**経営者としての地位と、会社の支配権を同時に握る事が大切**です。

自社株の評価額が高い場合は、**通常の個人間での売買や贈与**という方法の他に、**相続税・贈与税の納税猶予制度**を受ける方法があります。選択肢の一つとして検討してください。納税猶予制度を受けるには、数多くの要件をクリアしなければなりません。また、現経営者の存命中に、経済産業局で審査を受け確認書を交付してもらい、その後も継続して書類の提出が必要になります。

### [4] 非上場株式の相続税評価額

株価評価をする時は、対象となる会社を「従業員数」「年商」「総資産額」により**大会社、中会社、小会社、特定の評価会社**の四つに区分し、それぞれ規定されている評価方法に従います。

**大会社**は、会社の業績に着目し同業他社の平均株価を批准させる**類似業種比準価格方式**を適用します。**小会社**は、会社の資産価値に着目し全株主への分配可能額を算出する**純資産価格方式**を適用します。**中会社**は、大会社と小会社の方式を**併用**し、併用割合は会社規模により異なります。株式や土地の保有割合が極端に多い会社は、規模の大小にかかわらず**特定の評価会社**に該当し、**純資産価格方式**を適用します。

自社株の評価額を算定したいと思われる方は、戸田会計事務所の「岩城 (いわき)」まで御一報下さい。